

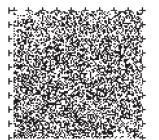
せいかつほご う ひと 生活保護を 受ける人へ

「やさしい日本語」で書いています。 「やさしい日本語」は簡単にした日本語の事です。



せいかつほご う き しゃかいふくしじむしょ くやくしょ ししょ てつだ
生活保護を 受けることが 決まったら 社会福祉事務所（区役所か 支所）が 手伝いま
す。ケースワーカー（役所の人。生活保護や 生活のことを 相談できます）が あなたの
いえ い せいかつ からだ ぐあい き せいかつ せいかつ そうだん
家に行って 生活のことや 体の 具合などを 聞きます。あなたと 家族のことを 考えて
どんな 手伝いをするか 決めます。生活で 困ったことや 分からないことがあるときは
しゃかいふくしじむしょ き
社会福祉事務所に 聞いてください。

なごやし
名古屋市



もくじ (Index)

I 生活保護せいかつほごを受ける人うには権利けんりと義務ぎむがあります p.1

→生活保護せいかつほごを受ける人うの3つの権利けんり

→生活保護せいかつほごを受ける人うの4つの義務ぎむ

II 医者いしゃに体からだの具合ぐあいを見てもらうみときみにすること p.4

→病院びょういんに行くいとき

→薬くすりをもらうみとき

→健康保険証けんこうほけんしょうについて

III 介護かいごが必要ひつようになったなとききのこと p.6

→介護保険かいごほけんに入るはいことについて

→次つぎの人ひとの介護かいごのためのお金かねは介護扶助かいごふじょ(生活保護せいかつほご)で払はらいます

→介護サービスかいごを使うつかためにすること

IV 生活保護費せいかつほごひについて p.8

→生活保護費せいかつほごひを返かえしてもらうみことがあります

→生活保護費せいかつほごひは次つぎのようにあなたあなたに払はらいます

→あなたあなたのお金かねや通帳つうちょうは預あずかりません

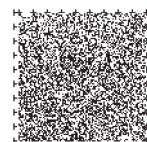
V 自立支援プログラムじりつしえんを受けるうことができます p.9

→①就労支援プログラムしゅうろうしえん

→②多重債務者支援プログラムたじゅうさいむしゃしえん

→③学習支援プログラムがくしゅうしえん

→④健康管理支援プログラムけんこうかんりしえん



I 生活保護を受ける人には権利と義務があります



権利は法律で決まっていることの中で自由にできることです。
義務は守らなければいけないことです。

生活保護を受ける人の3つの権利

- ① みんなが同じように生活保護を受けることができます
※生活保護を受けるためには決まりがあります。
※暴力団員は生活保護を受けることができません。
- ② 理由がないのに生活保護費が少なくなることや、生活保護を受けることができなくなることはありません
- ③ あなたがもらう生活保護費には税金はかかりません。差し押さえもされません

生活保護を受ける人の4つの義務

- ① できるだけ自分の力で生活ができるようになってください
 - ・働くことができる人は働いてください。働いたお金で生活ができるようになってください。
 - ・病気やけがで働くことができない人は病院に行ってください。
 - ・住んでいる家に払うお金や契約更新のお金などを払ってください。
 - ・必ず決まった日までに忘れないで払ってください。
 - ・お金は使いすぎないように考えて使ってください。

社会福祉事務所には「自立支援プログラム」(詳しいことは p.9 を見てください)があります。
あなたが自分の力で生活ができるように社会福祉事務所が手伝います。

言葉の説明

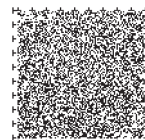
生活保護費：生活保護でもらうことができるお金

税金：国や県、市などに払うお金 (Tax)

差し押さえ：国がお金(借金や税金)を返さない人にすること。

家などを売ったり、銀行のお金を使うことができないようにします

契約更新：借りている家に住むことができる日を長くすること



② あなたの生活で何かが変わったときは 社会福祉事務所に 連絡してください

次の A から I の場合は 社会福祉事務所に 必ず 変わったことを 書いた 紙 を 出してください。

そのことが 本当だと 分かるもの (**給与明細書** や **年金額改定通知書** など) も 一緒に 出してください。

※収入が ないときも 社会福祉事務所に 連絡してください。

A 働くことになったとき、仕事を やめたとき、仕事が変わったとき

B 収入があるとき (収入とは **年金**、仕事をして もらう お金、 **児童手当**、 **生命保険** で

もらう お金、 **養育費**、 **仕送り**、 **借金** など 生活保護費以外の お金のことで)

正しい 収入を 社会福祉事務所に 教えてください。

次の **控除** などを 受けることができるかもしれません。

<p>きそこうじょ 基礎控除</p>	<p>働いて お金を もらっている場合 決まった お金を 控除します。</p> <p>あなたが いくら お金を もらっているかで 控除する お金は 変わります</p>
<p>しんきしゅうろうこうじょ 新規就労控除</p>	<p>新しく 働いたとき 6か月の 間は 決まった お金を 控除します</p> <p>※控除できない場合も あります</p>
<p>さいみんこうじょ 20歳未満控除</p>	<p>20歳になっていない人が 働いた場合 決まった お金を 控除します</p> <p>※控除できない場合も あります</p>
<p>ほかにも 次の お金が 控除できます</p>	<p>・ 社会保険料 ・ 所得税 ・ 仕事に 行くときに 使う お金 など (電車や バスに 乗るための お金)</p>

ことば せつめい 言葉の説明

給与明細書 : 働いて もらった お金や 税金のことが 書いてある 紙。会社から もらいます

年金額改定通知書 : 年金で もらう お金が 変わったときに もらう 紙

年金 : 年を とった人や、病気や けがで 体や ころの 具合が 悪い人が もらう お金

児童手当 : 子どもを 育てている人が もらうことができる お金

生命保険 : 保険に 入っている人から お金を 集めます。集めた お金は 病気になった人や 家族に 払います

養育費 : 子どもを 育てるための お金。子どもとは 違う 家で 生活している 親から もらいます

仕送り : 家族から お金や 食べ物などを 送ってもらうこと

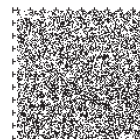
借金 : お金を 借りること

控除 : 「控除」を 受けると その分だけ 生活保護費が 増えます (少なくなります)

社会保険料 : 国が、働いている人と 会社から お金を 集めます。

集めた お金は 病気になった人や 仕事なくなった人を 助けるために使います

所得税 : 給料などの お金を もらった人が 国に 払う お金



C **世帯**の人の数が変わるとき

(死ぬ、子どもが生まれる、引っ越してくる、ほかの家に引っ越すなど)

D 病院に入院したり退院したりしたときや、老人ホームなどに入ったり出たりしたとき

E 住んでいる家や借りている**土地**に払うお金が変わるとき、住む家を変えるとき

F 高校や大学に入学する、卒業する、しばらく休む、やめる、などをするとき

G 自分の力で生活できると思ったとき

H 外国へ行くとき

I AからH以外で生活が変わる(変わった)とき



3 **社会福祉事務所の言うことを聞いてください**

あなたが次のAからGの場合、社会福祉事務所はあなたにしてほしいことを言います。

言うことを聞かないと生活保護を受けることができなくなるかもしれません。

A 働くことができるのに働かないとき

B 働く力があるのに収入が少ないとき

C 国からもらうことができるお金(年金、**障害者**へのサービスなど)を使おうとしないとき

も持っていてはいけない**資産**を生活に使わないとき

D 病気やけがをしているのに病院に行かないとき、体の悪いところを治そうとしないとき

E 収入のことなど必要な連絡を社会福祉事務所にしなかったとき

F ケースワーカーがあなたの家に行ったときに無視したとき

G AからF以外であなたが自分の力で生活するために必要なとき

4 **資産があるのに生活保護を受けた場合、生活保護費を返してもらうことがあります**

社会福祉事務所が決めたお金を返してください。

たとえば資産を売ってお金をもらったときなどです。

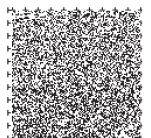
ことば せつめい 言葉の説明

世帯：同じ家に住んでいる人 全員

土地：家を建てるための地面。森や畑などの地面のこと

障害者：体やこころの具合が悪い人

資産：銀行や郵便局に預けたお金、保険のお金、自動車、住んでいない家や土地などのこと



Ⅱ 医者に 体の 具合を 見てもらうときにすること

病院に 行くとき

① 病院に 行くときは 「医療券」が 必要です

社会福祉事務所に 連絡して 「医療券」を もらいます。

その後 病院に 行きます。病院に 行く 電車や バスに 乗るための お金が ないときは 相談してください。必ず 病院に 行く 前に 社会福祉事務所に 相談してください。

② 病院に 行く 必要が なくなったときは 必ず 社会福祉事務所に 連絡してください

③ 次のようなときは 「休日・夜間等受診証」を 持って 病院に 行ってください

→ 土曜日、日曜日や 夜などで 社会福祉事務所に 連絡できないとき

→ 急な 病気で 社会福祉事務所に 連絡できないとき

「休日・夜間等受診証」を 使ったときは できるだけ 早く

社会福祉事務所に 連絡してください。

※交通事故などの けがで 病院に 行ったときは 「医療券」や

「休日・夜間等受診証」は 使うことが できません。社会福祉事務所に 連絡してください。



薬を もらうとき

① 薬を もらうときは 「調剤券」が 必要です

社会福祉事務所に 連絡して 「調剤券」を もらいます。

その後 薬を もらいに 行きます。

② 薬は 後発医薬品 (ジェネリック医薬品) を 使ってください

ほかの 薬を 使うことが できるのは、医者が 後発医薬品を 使うことが できないと 言ったときなどです。



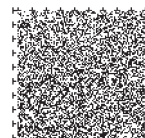
言葉の 説明

医療券：病院に 行ったときに 出します。病院の お金が かかりません

休日・夜間等受診証：社会福祉事務所が 休みの 日や 夜の 遅い 時間に 病院に 行くときに 持っていきます

調剤券：薬を もらうときに 出します。薬の お金が かかりません

後発医薬品 (ジェネリック医薬品)：安い お金で 買うことが できる 薬です



けんこうほけんしょう 健康保険証について

① **生活保護**を受けると **国民健康保険**、**後期高齢者医療制度**は使えなくなります

② 次の**医療証**や**保険証**は**生活保護**を受けていても使えます

持っている人は必ず病院の受付に出してください。

→ **自立支援医療**

→ **特定医療費助成制度**（**指定難病**）

→ 会社などの**健康保険証** など

新しく**医療証**をもらったときは**社会福祉事務所**に連絡してください。



ことば せつめい 言葉の説明

健康保険証(保険証)：保険に入っていることが分かるカード

国民健康保険：会社などで働いていない人が入る保険

後期高齢者医療制度：75歳以上の人の医療保険です。

体やこころの具合が悪い人は65歳から入ることができます

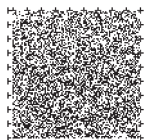
医療証：治すことが難しい病気の人からもらうカード。

病気を治すためにかかるお金が少なくなります

自立支援医療：国のサービスです。

こころの病気などの人が病院に払うお金を少なくすることができます

特定医療費助成制度（**指定難病**）：国のサービスです。指定難病（治すことが難しい病気。国が決めます）を治すためのお金が少なくなります



Ⅲ **介護**が 必要になったときのこと

介護保険に 入ることについて

生活保護を受けている人も 介護保険に入ります。65歳以上の人や **医療保険**に入っている 40歳から 64歳の人が入ります。介護保険で 払う お金は 生活保護費と一緒に もらうことができます。

社会福祉事務所が あなたの 代わりに 保険者(名古屋市)に 払うことも あります。

老齢年金などを もらっている人は 年金のお金から 介護保険で 払う お金を 引きます。

次の人の 介護のための お金は 介護扶助(生活保護)で 払います

・65歳以上で 介護保険に入っている人

・40歳から 64歳で 介護保険と 医療保険に入っていて、

介護保険で 決まっている 病気で 介護が 必要と 認めてもらった人

→あなたが **介護保険サービス**に 払う お金(自己負担分)を 介護扶助で 払います

・40歳から 64歳で 介護保険と 医療保険に入っていないで、介護保険で 決まっている

病気で 介護が 必要と 認めてもらった人

→あなたが 介護保険サービスに 払う 全部のお金を 介護扶助で 払います

障害者への サービスを使うことができる場合は そのサービスを 使ってください。

(介護保険サービスと 同じくらいの サービスを使うことができます)

言葉の説明

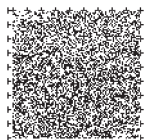
介護：毎日の 生活(食べること、お風呂に入ることなど)が 難しい人を 手伝えること

介護保険：みんなから お金を 集めます。集めた お金で 毎日の 生活が 難しい人などを 助けます

医療保険：病気や けがをした人が 病院などで 払う お金が 少なくなります。みんなから お金を 集めます

老齢年金：65歳から もらうことができる お金。年金を 払っていた人が もらいます

介護保険サービス：介護保険を 使って 生活が 難しい人を 助ける サービスのこと



介護サービスを使うためにすること

介護が必要になったときは ケースワーカーに 相談してください。

介護サービスを使うためには **要介護認定**が必要です。要介護認定を

受けて **介護区分**が決まってから **ケアマネジャー**が **利用計画書**（**ケアプラン**）を

作ります。その利用計画書を見て 介護扶助をするか 決めます。

※**デイサービス**の 食事の お金など あなたが お金を
払うものもあります。



言葉の説明

介護サービス：介護保険を使って 生活が 難しい人を 助ける サービスのこと

要介護認定：毎日の 生活を 手伝えることが 必要だと 決めること。役所などが 決めます

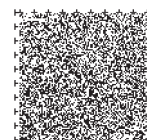
介護区分：介護が どのくらい 必要か 分かります。7つに 分けています

ケアマネジャー：体や こころの 具合が 悪い人の 話を 聞きます。生活を 手伝えるために 計画を 考えます

利用計画書（**ケアプラン**）：介護を 受ける人や 家族に 話を 聞きます。

ケアマネジャーが どんな 介護が 必要か 考えます

デイサービス：毎日の 生活が 難しい人を 手伝えるところ(建物)。泊まらないで 行った その日に 帰ります



IV 生活保護費について

生活保護費を返してもらうことがあります

社会福祉事務所はあなたが収入のことなどでうそを言っていないか調べています。

調べているときに次のことが分かった場合は、生活保護費を返してもらうことがあります。

- ・収入のことなどでうそを言っていた
- ・必要な紙などを出していない など

返してもらった生活保護費に100分の40をかけた(×40/100)お金も

払ってもらう場合があります。法律で罰を受けることもあります。



生活保護費は次のようにあなたに払います

生活保護費は毎月1日(銀行が休みの場合、次に銀行が開く日)に払います。

あなたが教えた口座にお金を入れます。社会福祉事務所でお金を渡すことも

あります。生活保護費を初めてもらうときや社会福祉事務所が必要だと

決めた場合です。入院している人などにはお金を送ることもできます。

社会福祉事務所が家賃などのお金をあなたの代わりに払う場合もあります。



あなたのお金や通帳は預かりません

社会福祉事務所の人あなたがあなたのお金や通帳を預かることはありません。

しかし、あなたが預かってほしいと言って、社会福祉事務所が預かった方が

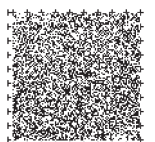
良いと決めた場合だけは預かります。社会福祉事務所で大切に預かります。

社会福祉事務所の人一人だけで預かることはありません。

言葉の説明

口座：お金を入れたり、出したりするところ。銀行で作ります

通帳：銀行でもらうノートです。銀行にお金を入れたり出したことが書いてあります



V 自立支援プログラムを受けることができます

あなたが健康で自分の力で生活することができるように社会福祉事務所が手伝います。
次のような自立支援プログラムがあります。

① 就労支援プログラム

あなたが仕事をすることができるように手伝います。
「就労支援員」という仕事のことに詳しい人が手伝います。



② 多重債務者支援プログラム

たくさんの借金があって生活に困っている人を**弁護士**が手伝います。
返すお金を少なくしたり、返す日を長くしたりできるかもしれません。
※生活保護を受ける前の借金を返す必要がある場合は、
ケースワーカーに相談してください。



③ 学習支援プログラム

高校に行きたい中学生に勉強を教えます。
家や学校のほかに安心できる場所を作ることも手伝います。
お金はかかりません。



④ 健康管理支援プログラム

40歳以上で**社会保険**に入っていない人は1年に1回健康かどうか
調べることができます。お金はかかりません。体が悪くなりそうな人には
生活を変える手伝いをします。**保健センター**の人に健康のことを相談することもできます。

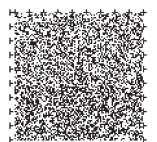


言葉の説明

弁護士：法律のことを相談したいときに話を聞いてくれる人

社会保険：国が、働いている人と会社からお金を集めます。集めたお金で困った人を助けます

保健センター：健康に関係のあるいろいろなことができる場所です。区がやっています



MEMO

